

第1章 総則

第1節 計画の目的

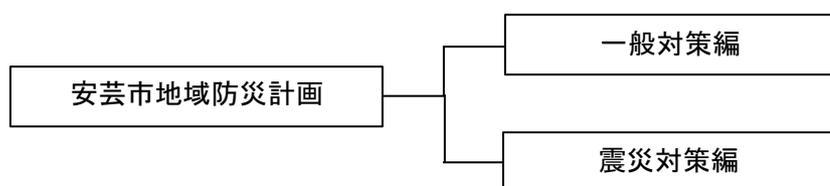
この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、本市にかかる地震対策に対処するため、次の事項を定めて、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に協力することにより、地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護することを目的とする。

- 1 市並びに市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
- 2 防災施設の整備、防災教育、防災訓練及びその他災害予防に関すること
- 3 災害の拡大を防止するための災害応急対策に関すること
- 4 災害復旧・復興に関すること
- 5 その他防災に関して必要なこと

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、作成されている「安芸市地域防災計画」の「震災対策編」として安芸市防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については、「安芸市地域防災計画」の「一般対策編」及び「東南海・南海地震防災対策推進計画」に定めるところによるものとする。

なお、本計画は、「高知県地域防災計画（震災対策編）」及び「安芸市自然災害想定調査」との整合性、関連性を有する。



第3節 重点を置くべき事項

本県は南海トラフを震源とする地震に、おおよそ100年～150年の周期で繰り返して襲われ、家屋の倒壊や津波により、多大な人命並びに財産を失ってきている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超える巨大な地震・津波により広範囲に甚大な被害をもたらした。

このため本市においては東日本大震災の教訓や南海トラフの地震想定に基づき、「生命の安全確保」を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難計画、人づくり、地域づくり対策について、ソフト・ハード対策を総合的に推進する。

第4節 計画の効果的な推進

地域防災計画を効果的に推進するため、防災関係機関との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 1 本計画に基づくアクションプラン（実践的応急活動要領 以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 計画、アクションプランの定期的な点検
- 3 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第5節 計画の修正および周知徹底

本計画は地震に関する経験と対策の積み重ね等により、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加える。

特に「東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日公布）の施行に伴う、推進計画の作成等、必要な修正を迅速に行う。

また、本計画は、市職員・関係行政機関及びその他防災に関する主要施設管理者に周知徹底を図るよう措置する。

第6節 安芸市の特性

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

安芸市は、高知県の東部、北緯33度26分20秒～33度43分、東経133度49分～134度5分30秒に位置し、南は東西18.6Kmの海岸線により土佐湾に面し、南北は33.5Kmあり、北部は四国山地に連なり香美市、馬路村、徳島県那賀郡那賀町（旧木頭村）に接し、東は安田町、西は香南市、芸西村と接している。

面積は、317.21Km²である。

(2) 地質・地形

安芸地方の四万十帯は、その大部分をしめる北側の北帯と、その南側をしめる南帯に分けられる。北帯と南帯をかぎるのは安芸構造線であり、同構造線以北の北帯は白亜系に属し、砂泥互層と混在岩（泥質岩中に枕状溶岩・チャートを含む）に大別できる。

地質構造は、主として北に傾斜した単斜構造を示し、多数の高角度逆断層によって区切られている。

四万十帯南帯には、上部白亜系の未区分層と古第三系の大山岬層が分布し、礫岩・砂岩・泥岩よりなり、その構造は1つの背斜と向斜に支配されている。

地形的範囲は、安芸山地より土佐湾にかけての山稜から海岸段丘及び低地にいたる地域である。北東部より南西方向に伸びる山地は、四国東南部の根幹の一部にあたる標高700～1200mの大起伏山地、それに次ぐ中小の起伏山地が海にせまり、大山岬等の海食崖を伴った岩石海岸に至っている。その間を開析している中小河川は、主として流下方向が北東から南西方向に向かっている。

安芸川、伊尾木川河口は高波で閉塞しやすく、付近の宅地、農地の一部に浸水被害もしばしば生じている。津波発生時の遡上にも注意が必要とされている。

段丘は室戸岬から連続分布し、発達した海岸段丘が特徴的で東部ほど高度が高く、西部に至るほど高度が下がり一部丘陵化している。

低地の分布は、海岸地帯に浜堤、砂州が形成され、その背後地には安芸川、伊尾木川の下流部に平野の形態を整えた扇状地性の低地が開けている。扇端部は湧水帯が分布する三角州性低地で、同時に浜堤の後背湿地であり、安芸市自然災害想定調査により液状化現象が発生することが指摘されている。

(3) 気 候

平成22年は、平均気温17.8度、最低気温-2.2度、最高気温34.3度、降水量2,369mmとなっている。

日最大雨量は、梅雨期や台風期に記録されており、大雨時の震災では二次災害への対応も考慮する必要がある。冬季(12月~2月)は月雨量100mm以下と乾燥しているので、火災被害の拡大への配慮が必要である。

また、応急対策上、夏季は高温多湿となり食中毒等に、冬季は最低気温がマイナスとなることへの対策等に留意する必要がある。

2 社会的条件

(1) 人 口

本市の人口は、平成22年国勢調査(高知県市町村別速報値)によれば19,550人であり、人口の推移は微減傾向である。

世帯数は、8,068世帯で、一世帯当たりの人員は、2.4人と減少傾向にある。

特に山間部は、過疎化と並行して高齢化が進んでいるため、防災教育の充実や自主防災組織の育成を図り、被災時の応急対応に留意する必要がある。

地区別人口と世帯

(平成22年10月1日現在国勢調査)

地 区	世 帯 数	人 口			世 帯 当 り 人 員 (人)	面 積 (k m ²)	人 口 密 度 (k m ²)
		総 数 (人)	男 (人)	女 (人)			
安 芸	3,503	7,761	3,651	4,110	2.2	5.26	1,475
穴 内	327	849	403	446	2.6	10.13	83
赤 野	443	1,351	640	711	3.0	4.82	280
井ノ口	881	2,095	1,005	1,090	2.3	8.75	239
土 居	783	1,971	937	1,034	2.5	2.58	763
川 北	1,149	3,164	1,461	1,703	2.7	10.53	300
伊尾木	749	1,802	863	939	2.4	21.19	85
東 川	168	324	152	172	1.9	160.84	2
畑 山	108	230	120	110	2.1	83.24	2
計	8,111	19,547	9,232	10,315	2.4	317.21	61

(2) 建 物

平成22年4月1日現在、本市の建物数は課税家屋総数15,029棟で、このうち木造建物は、12,446棟となっており、木造率82.8%である。

防災上重要な施設の立地地域が液状化危険地域や地震動の増幅が心配される地域と重なっているため、ボーリング調査や地盤条件に基づく耐震診断と耐震性の強化が必要である。

また、地震時の河川堤防の液状化の診断とその防止対策についての検討が必要である。

建物の構造・用途別内訳

(平成27年5月1日現在)

木 造 家 屋			非 木 造 家 屋		
種 別	課税家屋数	構成比%	種 別	課税家屋数	構成比%
専用住宅	7,350	47.8	住宅・アパート	919	6.0
共同住宅・寄宿舎	60	0.4	事務所・銀行・店舗	270	1.7
併用住宅	845	5.5	病院・ホテル等	26	0.2
事務所・銀行・店舗	163	1.1	工場・倉庫	980	6.4
病院・旅館等	25	0.2	その他	501	3.2
工場・倉庫	404	2.6			
その他	3,829	24.9			
計	12,676	82.5	計	2,696	17.5

総 数 課税家屋数 15,372 構成比 100.0 %

(3) 道 路

市街地への出入り口は、芸西村、安田町に通じる国道55号以外には無く、過去にも陸の孤島となった経緯もあり、応急対策や復興対策上複数のルートの整備が望まれる。

市域は広く、県道及び市道の総数は8本と1,129本で、総延長83Kmと455Kmになっているが、幅員のせまい道路が多く、特に起伏の大きい山間地の道路は崩壊が発生しやすく計画的な、整備が望まれる。このような地理的条件から支援や救援の経路がふさがれ、一時的に孤立する可能性が考えられるため、少なくとも3日間は生き延びられる防災体制が必要である。

第7節 被害想定

災害の特徴

土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海地震は、おおよそ100年から150年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、この地域における地震の30年以内の発生確率は70%程度と公表している。

東日本大震災ではこれまでの想定を上回る地震・津波により想像を絶する甚大な被害が発生した。このため本市の対策に幅を持たせて万全を期すため、南海トラフの巨大地震モデル検討会による「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について」（平成24年12月）に基づき、規模の異なる2つの地震の被害を想定する。

(1) 最大クラスの地震・津波（南海トラフの巨大地震：レベル2）

- 現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波
- 現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

ア 前提条件

- (ア) 地震
 - ・ マグニチュード9.0
 - ・ 東側ケース
 - ・ 震度6弱～7
- (イ) 津波
 - ・ マグニチュード9.1
 - ・ 四国沖～九州沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定
 - ※ 予想される最大浸水深は別図1, 2を参照
- (ウ) 想定条件
 - ・ 冬の深夜に地震が発生
 - ・ 避難速度は1分あたり35m
 - ・ 浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難

イ 被害想定

被害想定は、上記の地震・津波が発生した場合に、過去の被害事例等に基づき、発生する可能性のある被害の規模を推計したものであり、「現状」と「対策後」の2ケース推定されている。「現状」と「対策後」の設定条件は以下のとおり。

(ア) 現状

- ・ 避難開始のタイミングは、10分後に避難開始が20%、20分後に避難開始が50%、津波が到達してから避難開始が30%
- ・ 平成25年3月時点の津波避難タワー、津波避難ビルを考慮
- ・ 住宅の耐震化率は74%

(イ) 対策後

- ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 100%
- ・整備予定の避難路、避難場所、津波避難タワーの整備が完了（整備率 100%）
- ・住宅の耐震化率は 100%

①人的被害

人口 20,361 人（H17 国勢調査） -：未算出 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合あり

被災の要因	現状			対策後		
	死者 (人)	負傷者 (人)		死者 (人)	負傷者 (人)	
		うち重傷者	うち重傷者			
建物倒壊	390	1,700	940	40	450	260
急傾斜地崩壊	10	10	若干数	—	—	—
津波	1,300	90	30	50	0	0
火災	100	20	10	—	—	—
ブロック塀の転倒等	若干数	若干数	若干数	—	—	—
合計	1,800	1,800	980	90～	450～	260～

（平成 25 年 5 月 [高知県版]南海トラフ巨大地震による被害想定より）

②建物被害

総棟数 13,807 棟 -：未算出 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合あり

被害の要因	全壊 (棟)		半壊 (棟)
	現状	対策後	現状
液状化	30	—	140
揺れ	6,000	700	3,000
急傾斜地崩壊	20	—	20
津波	3,500	—	770
地震火災	130	—	—
小計	9,700	—	3,900

（平成 25 年 5 月 [高知県版]南海トラフ巨大地震による被害想定より）

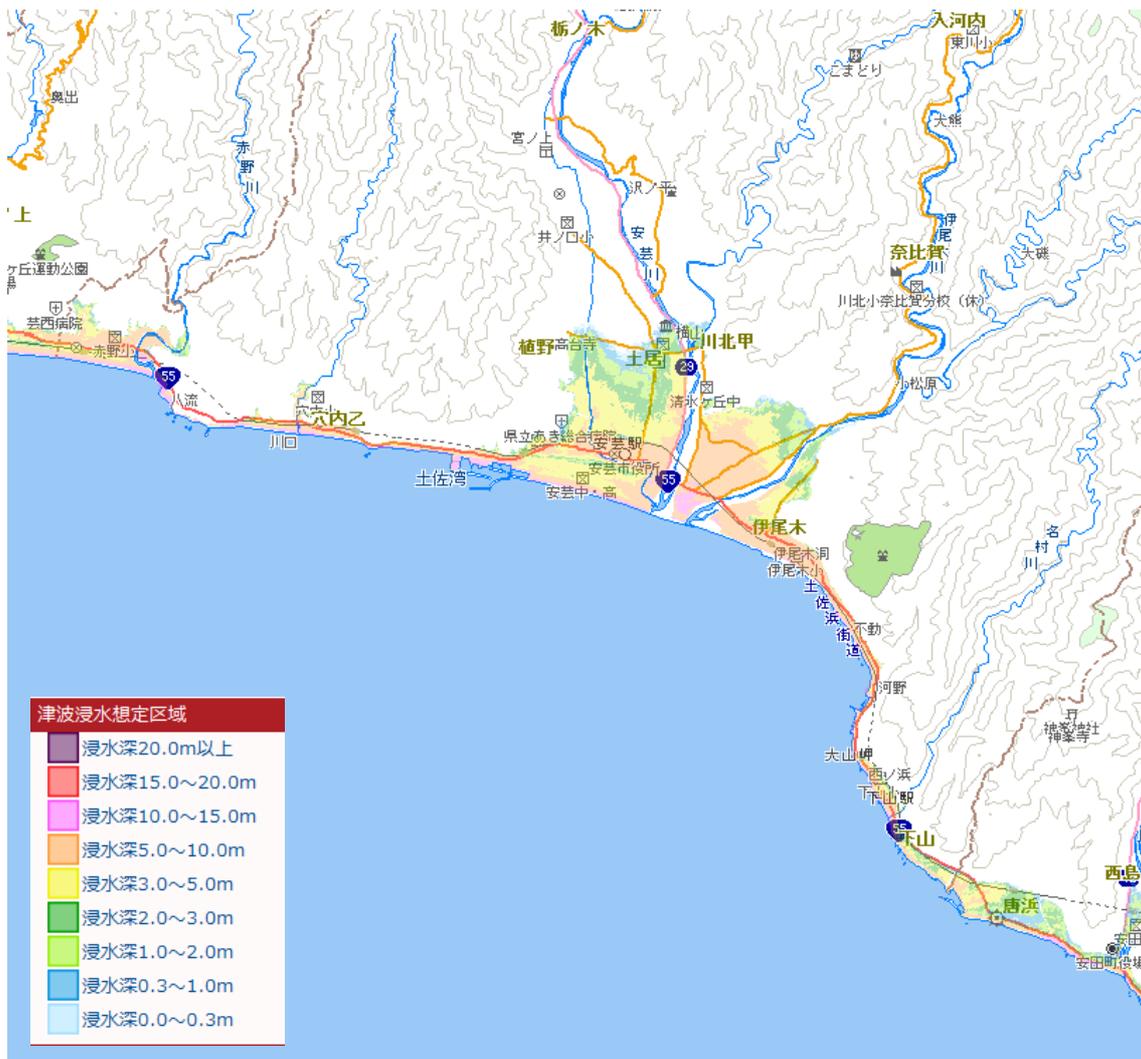
③ 1 日後の避難者数

	現状	対策後
避難所への避難者 (人)	11,000	8,900
避難所外への避難者 (人)	6,200	4,600
合計	17,000	13,000

（平成 25 年 5 月 [高知県版]南海トラフ巨大地震による被害想定より）

④津波浸水予測

[高知県版第2弾]南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成24年12月）津波浸水予測図より。



別図1 レベル2の安芸市域津波浸水深予測図
(高知県ホームページより)

(2) 発生頻度の高い一定程度の地震・津波（レベル1）

- 平成 15 年度に県が公表した地震・津波予測を、最新の地形地盤データにより再度推計したもの

ア 前提条件

(ア) 想定地震

震源域 紀伊半島から足摺岬にかけての沖合約 200 km の南海トラフから一部陸域を含む陸側の区域

地震規模 マグニチュード 8.4（1854 年 安政南海地震規模）

震度状況 震度 5 強～7

※ 予想される最大浸水深は別図 3, 4 を参照

(イ) 想定条件 ・冬の深夜に地震が発生

・避難速度は1分あたり 35m

・浸水域外への最短直線距離の 1.5 倍の距離を避難

イ 被害想定

被害想定は、上記の地震・津波が発生した場合に、過去の被害事例等に基づき、発生する可能性のある被害の規模を推計したものであり、「現状」と「対策後」の2ケース推定されている。「現状」と「対策後」の設定条件は以下のとおり。

(ア) 現状

- ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 20%、20 分後に避難開始が 50% 津波が到達してから避難開始が 30%
- ・平成 25 年 3 月時点の津波避難タワー、津波避難ビルを考慮
- ・住宅の耐震化率は 74%

(イ) 対策後

- ・避難開始のタイミングは、10 分後に避難開始が 100%
- ・整備予定の避難路、避難場所、津波避難タワーの整備が完了（整備率 100%）
- ・住宅の耐震化率は 100%

①人的被害

人口 20,361 人 (H17 国勢調査) - : 未算出 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合あり

被災の要因	現状			対策後		
	死者 (人)	負傷者 (人)		死者 (人)	負傷者 (人)	
		うち重傷者			うち重傷者	
建物倒壊	20	380	220	若干数	20	10
急傾斜地崩壊	若干数	若干数	若干数	—	—	—
津波	200	100	30	若干数	0	0
火災	若干数	10	若干数	—	—	—
ブロック塀の転倒等	若干数	若干数	若干数	—	—	—
合計	220	490	250	若干数	20~	10~

(平成 25 年 5 月 [高知県版] 南海トラフ巨大地震による被害想定より)

②建物被害

総棟数 13,807 棟 - : 未算出 ※四捨五入の関係で合計が合わない場合あり

被害の要因	全壊 (棟)		半壊 (棟)
	現状	対策後	現状
液状化	30	—	120
揺れ	270	10	1,800
急傾斜地崩壊	若干数	—	10
津波	810	—	1,300
地震火災	240	—	—
小計	1,300	—	3,200

(平成 25 年 5 月 [高知県版] 南海トラフ巨大地震による被害想定より)

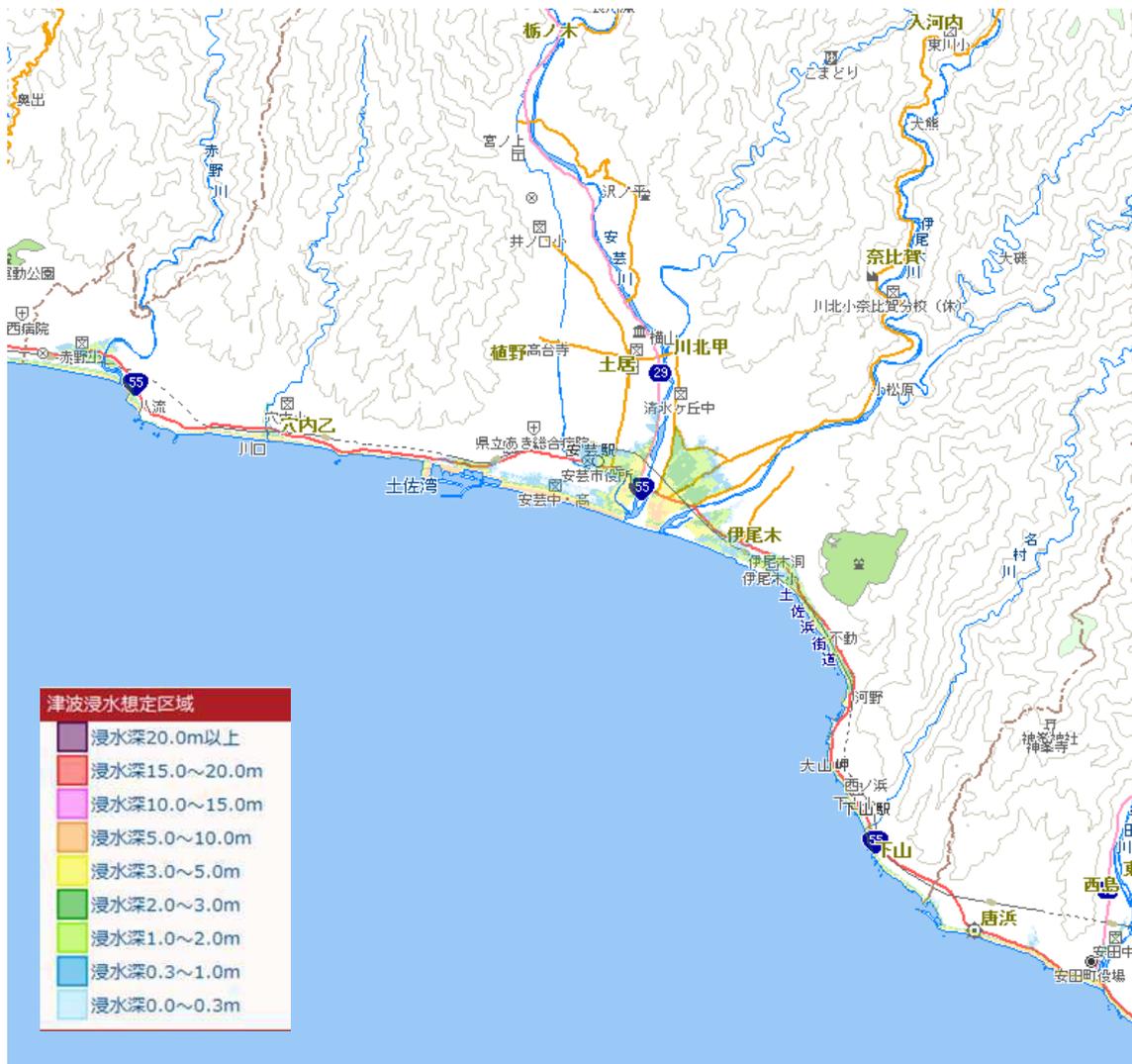
③ 1 日後の避難者数

	現状	対策後
避難所への避難者 (人)	3,300	2,800
避難所外への避難者 (人)	1,700	1,400
合計	5,000	4,200

(平成 25 年 5 月 [高知県版] 南海トラフ巨大地震による被害想定より)

④津波浸水予測

[高知県版第2弾]南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成24年12月）津波浸水予測図より。



別図2 レベル1の安芸市域津波浸水深予測図

(3) 過去の地震と被害

過去の南海トラフによる地震

- 684年11月29日 白鳳大地震
- 887年 8月26日 仁和大地震
- 1099年 2月22日 承德大地震
- 1361年 8月 3日 正平南海大地震
- 1604年12月16日 慶長地震
- 1707年10月28日 宝永大地震
- 1854年12月24日 安政南海地震
- 1946年12月21日 昭和南海地震

昭和南海地震の安芸市域の被害状況

死 者	9人
負傷者	41人
全 壊	168棟
半 壊	314棟
焼 失	0棟

第8節 安芸市防災会議

安芸市防災会議の組織及び運営に関しては、関係法令、安芸市防災会議条例の定めるところによる。

組織の概要は次のとおりであり、その運営については市全体に係る総合的かつ計画的な防災を実現するため、これら関係法令に基づく事務の円滑な推進を図る。

防災会議の組織

会長（市長）

委員（安芸市防災会議条例第3条第5項の規定により選出されたもの）

防災会議の庶務（危機管理課）

第9節 防災関係機関

1 市及び防災関係機関の責務

(1) 市は、防災の基礎的的地方公共団体として、関係機関等の協力を得て、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有する。

(2) 防災関係機関の防災に関する組織の整備

市の地域に係る防災に関係ある機関は、市地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するものとする。

特に、南海地震対策の総合的な推進を図るための全庁的な組織「安芸市南海地震対策推進本部」を設置する。

(3) 防災関係機関相互の連携

防災施策の総合性から、防災に関係ある機関と相互に積極的な連絡、協調を図るものとする。

(4) 防災体制の確立

防災対策は、防災関係機関の個々又は相互の協力だけではその効果を十分に発揮できるものではなく、特に災害応急対策及び災害復旧の実施に当たっては、協力団体の特徴、性格に応じた協力体制の確立に努めるものとする。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 地方自治体

機関名	事務又は業務
安芸市	ア 安芸市地域防災計画の作成 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災のための施設、設備の整備及び点検 キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク 避難の勧告又は指示及び避難場所の開設 ケ 消防、水防その他応急措置 コ 被災者に対する救助及び救護等の措置 サ 緊急輸送の確保 シ 食糧、医薬品、その他物資の確保 ス 災害時の保健衛生及び応急教育 セ その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置 ソ 災害復旧・復興の実施
高知県	ア 地域防災計画の作成 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ 自主防災組織の育成指導、その他県民の災害対策の促進 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災のための施設、設備の整備及び点検 キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク 避難の指示及び避難場所の開設の指示 ケ 水防その他応急措置 コ 被災者に対する救助及び救護等の措置 サ 緊急輸送の確保 シ 食糧、医療品、その他物資の確保 ス 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 セ 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 ソ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置 タ 災害復旧・復興の実施

(2) 指定地方行政機関

<p>四国管区警察局</p>	<p>ア 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 エ 警察通信の確保及び統制 オ 管区内各警察への気象予警報の伝達</p>
<p>四国財務局 高知財務事務所</p>	<p>ア 公共土木施設災害復旧事業査定立会 イ 農林水産業施設災害復旧事業査定立会 ウ 災害時において金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で、次の事項の実施を要請 ①災害関係の融資 ②預貯金の払い戻し及び中途契約 ③手形交換、休日営業等 ④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 エ 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 オ 地方公共団体に対する短期資金の貸付 カ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付</p>
<p>四国厚生支局</p>	<p>独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整</p>
<p>中国四国農政局</p>	<p>ア 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災 イ 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理 ウ 農作物に対する被害防止のための営農技術指導 エ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 オ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業 カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資</p>
<p>中国四国農政局 高知地域センター</p>	<p>災害時における応急食料の緊急引き渡し</p>
<p>四国農林管理局</p>	<p>ア 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施</p>

	<p>イ 国有保安林の整備保全</p> <p>ウ 災害応急対策用木材（国有林）の需要調整</p>
四国経済産業局	<p>ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営確保</p> <p>イ 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>ウ 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等</p>
中国四国産業保安監督部四国支部	<p>ア 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等</p> <p>イ 危険物等の保安の確保</p> <p>ウ 鉱山における災害の防止</p> <p>エ 鉱山における災害時の応急対策</p>
四国運輸局高知運輸支局	<p>ア 災害時における自動車による輸送の斡旋</p> <p>イ 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するため、船舶等の調達斡旋</p>
大阪航空局高知空港事務所	<p>ア 災害時における人員、応急物資空輸に対する利便確保</p> <p>イ 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化</p>
高知海上保安部	<p>ア 海上災害に関する警報等の伝達、警戒</p> <p>イ 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査</p> <p>ウ 海上における人命救助</p> <p>エ 避難者、救援物資等の緊急輸送</p> <p>オ 係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査</p> <p>カ 海上における流出由事故に関する防除措置</p> <p>キ 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導</p> <p>ク 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止</p> <p>ケ 海上治安の維持</p> <p>コ 海上における特異事業の調査</p>
高知地方气象台	<p>気象、地象及び水象に関する予警報等の発表及び関係機関への伝達</p>
四国総合通信局	<p>ア 各種非常通信訓練の実施及びその指導</p> <p>イ 高知地区非常通信協議会の育成指導</p> <p>ウ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理</p> <p>エ 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集</p> <p>オ 災害時における通信機器の供給の確保</p>
高知労働局	<p>ア 事業場施設及び労働者の被災状況の把握</p>

	<p>イ 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導</p> <p>ウ 災害応急、復旧工事等に従事する、労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導</p> <p>エ 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導</p> <p>オ 労働条件の確保に向けた総合相談</p> <p>カ 事業場の閉鎖時による賃金未払い労働者に対する未払い金立替払い</p> <p>キ 被災労働者に対する労災保険給付</p> <p>ク 労働保険料の納付に関する特例措置</p> <p>ケ 雇用保険の失業認定</p> <p>コ 被災事業所離職者に対する求職者給付</p>
四国地方整備局	<p>ア 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達</p> <p>ウ 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達</p> <p>エ 直轄河川の水質事故対策、通報等</p> <p>オ 直轄ダムの放流等通知</p> <p>カ 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止</p> <p>キ 港湾・海岸・空港の災害応急対策</p> <p>ク 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除</p> <p>ケ 災害関連情報の伝達・提供</p> <p>コ 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動</p> <p>サ 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援</p>

(3) 自衛隊

<p>ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</p> <p>イ 市が実施する防災訓練への協力</p> <p>ウ 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の警戒、応急医療、救護及び防除、通信支援、人員物資の輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）</p> <p>エ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与</p>

(4) 指定公共機関

日本放送協会	<p>ア 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底</p> <p>イ 災害時における広報活動及び災害状況等の速報</p> <p>ウ 生活情報、安否情報の提供</p> <p>エ 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力</p>
西日本電信電話株式会社	<p>ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 災害非常電話の調整及び気象予警報の伝達</p>
株式会社 NTT DOCOMO 四国	<p>ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 災害非常通話の確保</p>
ソフトバンク株式会社	<p>ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 災害非常通話の確保</p>
郵便事業株式会社 社郵便局株式会社	<p>ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>エ 被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄附金の配分</p> <p>オ 被災者の救助を目的とする寄附金送金のための料金免除</p> <p>カ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い</p> <p>キ 通信病院の医療救助活動</p> <p>ク 簡易保健福祉事業団に対する災害救護活動の要請</p> <p>ケ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立て金による短期融資</p>
日本銀行	<p>ア 現金の確保決済機能の維持</p> <p>イ 金融機関の業務運営の確保</p> <p>ウ 非常金融措置の実施</p>
日本赤十字社	<p>ア 災害時における医療救護</p> <p>イ 遺体の処理及び助産</p> <p>ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>エ 被災地応急救護班の編成、派遣の措置</p> <p>オ 被災地に対する救援物資の配付</p> <p>カ 義援金の募集受付</p> <p>キ 防災ボランティアの登録及び育成</p> <p>ク 防災ボランティアの活動調整</p> <p>ケ 各種ボランティアの調整、派遣</p>
西日本高速道路株式会社	管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道株	ア 鉄道施設等の保全

株式会社	イ 救援物資および避難者の輸送協力
四国電力株式会社	ア 電力施設の保全、保安 イ 電力の供給
KDDI 株式会社	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害時における通信の疎通確保
(社)高知県 LP ガス協会	ア ガス施設の保全、保安 イ ガスの供給
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	ア 気象予警報の放送 イ 災害時における広報活動 ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 エ 住民に対する防災知識の普及 オ 生活情報・安否情報の提供
土佐くろしお鉄道株式会社	ア 鉄道施設等の保全 イ 救助物資及び避難者の輸送の協力
とさでん交通 (社)高知県バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の郵送の協力
(社)高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(社)高知県医師会	ア 災害時における救急医療活動 イ 大規模災害時には、「高知県災害医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力のうえ救急医療活動を行う

(5) 公共的団体

ア 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

(ア) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること

(イ) 生産物の災害応急対策の指導に関すること

(ウ) 被災組合員に対する融資及び資機材斡旋に関すること

(エ) 生産物の需給調整に関すること

イ 商工会議所

(ア) 商工業者への融資斡旋に関すること

(イ) 災害時における中央資金源の導入に関すること

(ウ) 救助用物資、復旧資機材の確保、協力及び斡旋に関すること

(エ) 物価安定についての協力に関すること

ウ 厚生、医療、社会事業団体

- (ア) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
- (イ) 災害時のり災者の保護、医療救護及び収容に関すること

エ 文化、教育事業団体

- (ア) 災害時における炊き出し、り災者の救助、救護に関すること
- (イ) 救助金品の募集及び配分並びに連絡に関すること

オ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (ア) それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関すること

第10節 住民、事業所の責務

1 住民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より地震に対する備えを心掛けるとともに、地震発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力を努めるものとする。

2 事業所の責務

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

災害時に果たす役割

- (ア) 従業員や利用者等の安全確保
- (イ) 事業の継続
- (ウ) 地域への貢献・地域との共生
- (エ) 二次災害の防止

第 1 1 節 第 5 次地震防災緊急事業五箇年計画

南海トラフを震源とする巨大地震から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業を実施する。

○計画年度 平成 2 8 年度から平成 3 2 年度の 5 箇年間

施設別	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	担当課	所管省庁
消防用施設	耐震性貯水槽	6基	36.0	H28, H30, H32	消防本部	消防庁
ため池	農村地域 防災減災事業	2箇所	447.0	H28~H31	農林課 (高知県)	農林水産省
飲料水施設・電 源施設等	簡易水道施設整備 事業(配水池)	3基	279.0	H231~H32	上下水道課	厚生労働省